証券コード4488
2021年６月10日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷３丁目８番12号
AI inside 株式会社
代表取締役社長CEO 渡久地 択

第６期定時株主総会招集のご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第６期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウィルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう強くお願い申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年６月24日（木曜日）午後６時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　2021年６月25日（金）　午後２時（受付開始　午後１時）
2. 場　　所　東京都渋谷区渋谷３丁目21番３号　渋谷ストリームホール６階
3. 目的事項

報告事項　第６期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件
第７号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額設定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎今般の株主総会においては、参加者全員のマスク着用、会場受付にて検温・手指のアルコール消毒を実施させていただきたく、予めお知らせするとともにご理解ご協力のほど宜しくお願い申しあげます。
◎今後のコロナウイルスの感染状況を踏まえ、当日の会場変更などのお知らせを実施する可能性がございますので、ご来場いただく際には当社ウェブサイトをご確認いただくようお願いいたします。
◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
◎本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査報告を作成するに際し、監査役又は会計監査人が監査をした書類の一部であります。

当社ウェブサイト（https://inside.ai/）

（添付書類）

事　業　報　告

（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

1.　株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

近年我が国において、少子高齢化や人口減により生産年齢人口が減少する一方、人によるデータ入力に関する外部委託市場は2017年度実績で5,830億円あり、この市場は今後成長していくと予想されております。（市場規模は全て「BPO(ビジネスプロセスアウトソーシング)市場の実態と展望2018-2019(株式会社矢野経済研究所)」より)。企業は労働者の在宅ワーク導入など働き方改革をこれまで以上に意識した事業運営が求められていること、また新内閣におけるデジタル庁の創設に向けた動きから、社会的なデジタルトランスフォーメーション（DX)推進は加速していくものとみられます。

このような市場環境において、当社は、ディープラーニングによる手書き文字認識AIを活用した生産性向上のためのAI-OCRサービス「DX Suite」の提供、また当社の企業理念「世界中の人・物にAIを届け　豊かな未来社会に貢献する」を実現するための製品「Learning Center」の開発を進めてまいりました。その結果、売上高および各段階利益については以下の実績となりました。

（売上高）

当事業年度の売上高は4,597,295千円（前年同期比188.9％増）となりました。これは、主に「Intelligent OCR」契約数が前事業年度末に比べて1,873件から10,630件へ増加したこと、「Elastic Sorter」契約数が前事業年度末から比べて418件から669件へと順調に獲得できたことによります。「Intelligent OCR」契約数の前年同期からの大幅な増加は、大口販売パートナーによる「DX　Suite」Liteプランの販売促進活動実施によるものであり、同販売促進活動による当期末時点における契約件数は9,284件となっております。また、エッジコンピューティング用ハードウェア「AI inside Cube」の本番導入数については、政府の給付金事業等による一時需要は落ち着いたものの新規受注が増加し、前事業年度末の33台から87台へ伸長した結果、売上高の増加に貢献しました。

売上高のうち、リカーリング型モデル（注1）及びセリング型モデル（注2）の内訳は以下のとおりとなりました。なお、セリング型モデルの売上高が前年同期比67.3%と減少しておりますが、これは当社のリカーリン型モデルの収益を重視するという方針からサービスの料金設計を改訂してきた結果であります。

収益モデル	第５期事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）		第６期事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	
	売上高（千円）	前年同期比（%）	売上高（千円）	前年同期比（%）
リカーリング型モデル	750,891	770.7	4,031,981	537.0
セリング型モデル	840,563	241.7	565,313	67.3
合計	1,591,454	357.4	4,597,295	288.9

（注）1. リカーリング型：顧客が当社のサービスを利用する限り継続的に計上される収益形態を表します。
2. セリング型：特定の取引毎に計上される収益形態を表します。

（売上原価、売上総利益）

当事業年度の売上原価は、301,401千円（前年同期比146.7%増）となりました。主な要因は、サーバ費用108,121千円（前年同期比42.7%増）、人件費・外部委託費が159,879千円（前年同期比308.8%増）が発生したこと等によるものです。これらは、新型コロナウイルス感染症に起因する行政の給付金事業や「DX Suite」の契約数並びに利用の増加に伴い、サービス運用安定化施策の実施の結果増加したものです。この結果、売上総利益は4,295,893千円（前年同期比192.4%増）となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当事業年度の販売費及び一般管理費は1,935,260千円（前年同期比86.6%増）となりました。主な要因は、業容拡大に伴う人件費・採用費の増加、「DX Suite」、「Learning Center」及び「AI inside Cube」に係る研究開発費等であります。この結果、営業利益は2,360,632千円（前年同期比446.1%増）となりました。

（営業外収益、営業外費用、経常利益）

当事業年度において、営業外収益は10,796千円（前年同期比1,881.9%増）、営業外費用は32,230千円（前年同期比35.2%増）を計上しました。主な要因は受取配当金10,626千円、投資有価証券評価損26,462千円等を計上したことによるものです。この結果、経常利益は2,339,197千円（前年同期比471.9%増）となりました。

（特別損益、当期純利益）

当事業年度において特別損益は発生しておらず、法人税等を749,590千円（前年

同期比611.3％増)、法人税等調整額70,960千円（前年同期比39.0％減）を計上した結果、当期純利益は1,660,567千円（前年同期比295.4％増）となりました。

なお、セグメントについては、当社は人工知能事業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は194,427千円であり、その主なものは、オフィス附属設備4,045千円、自社サーバ設備等を含む工具、器具及び備品116,081千円、顧客に提供するレンタル資産「AI inside Cube」74,300千円の取得を行いました。

(3) 財産及び損益の状況

区　　分	第３期	第４期	第５期	第６期 (当事業年度)
売　　上　　高　(千円)	279,435	445,264	1,591,454	4,597,295
当期純利益又は当期純損失（△）　(千円)	△340,533	△183,865	419,981	1,660,567
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）　(円)	△126.23	△60.62	129.70	450.87
総　　資　　産　(千円)	392,465	966,649	3,007,856	7,470,904
純　　資　　産　(千円)	313,875	605,210	2,305,788	4,203,436
１株当たり純資産　(円)	110.13	193.17	647.88	1,104.07

※　当社は、2018年６月27日開催の当社取締役会の決議に基づき、2018年７月19日付で普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。過年度との比較のため、第３期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）、１株当たり純資産を記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社が事業を展開するAI-OCR市場は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく出始めた当事業年度末においても業務効率化を目指す事業者を中心に導入が進み、今後も市場の成長は持続するものと予測しておりますが、現時点で、新型コロナウイルスが収束していないことから、先行きについては非常に見通しが難しい状況であります。このような環境のもと、当社の対処すべき課題としては下記を認識しております。

①　顧客基盤を拡大する

当社は、製品をユーザへ直接販売しておりますが、パートナーを通じた販売も行っております。既にパートナー販売における契約数の割合が直接販売よりも高く、今後さらにその比率を上げていく方針です。また、セリング型の売上に含まれる初期費用などを低価格化し、導入拡大を図ることで、リカーリング型の売上を拡大させていく方針です。

②　組織運営について

販売における組織運営方針:当社はエンタープライズ企業への販売と、パートナー販売のサポートのためにアライアンスにフォーカスします。

カスタマーサポートにおける組織運営方針:カスタマーサポートはパートナーが行う場合があります。当社は、ユーザに伴走して課題解決を行う、カスタマーサクセスにフォーカスします。

開発における組織運営方針:AIの研究、データサイエンス、データエンジニアリング、ハードウェア、UX(注1)にフォーカスします。

③　良い製品を提供する

当社で提供しているAIは、ユーザが日々の業務で使うほど、さらなる追加学習のためにフィードバックがなされ、精度が向上するという特徴を備えております。その学習部分を担う当社内部の仕組みが「Learning Center」です。

「Learning Center」は、好循環サイクルにおいて、より高精度、高価値なAIを提供し続けるために重要な基幹機能です。これにより当社は、ユーザへより良い製品を提供し続けるための活動を行っていく方針です。

④　基礎研究

短期的な技術開発の場では、失敗の許されない状況における開発が主となることが多いため、既存技術のブラッシュアップにしか手を出すことができず、抜本的な技術開発には着手しにくくなります。本質的な次世代技術を開発するためには、その基盤を固める知識・経験が必須であり、将来的に確実に必要となる長期的課題にも積極的に取り組んでいかなければ、世界のAIを牽引するような企業に発展することは望めません。そのため、当社は応用研究だけではなく、基礎研究も行い続けます。

⑤　安く提供する

好循環サイクルにおいて、大規模化による低コスト構造の実現と、AIを動作させるためのハードウェアを自社開発、自社利用することにより、ユーザへより低価格での提供が可能となっています。当社は高品質・高価値なAIを安く提供する方針です。

⑥　早く提供する

当社は、製品を「クラウド」「オンプレミス」などのユーザ環境の違いに関わらず、ユーザがすぐにAIの利用を始められる仕組みの構築を「AI inside Cloud」「AI inside Cube」を通じて進めていく方針です。

⑦　広く提供する

「DX Suite」における「Intelligent OCR, Multi Form」は、日本語に限定されないアルゴリズムで構築されています。今後は多言語対応を進め、グローバル市場に向けて、国内外の販売パートナーと共に販売を推進していく方針です。また、当社のAIは、クラウド環境、オンプレミス環境共にソフトウェアインフラ基盤「AI inside Computing Engine」の上で稼働しております。このインフラ基盤を、当社の「AI inside Cube」以外のデバイスにも搭載していくことで、ユーザがより幅広いデバイスを対象にAIを配信できるようにしていく方針です。

⑧　より多様な製品群を提供する

「Learning Center」は、当社AIの学習部分を担う内部の仕組みですが、好循環サイクルの中で「AI insideが培ってきた研究技術を結集させた転移学習(注2)とAIの設計図を活用して、ユーザ独自のAIを生成できるサービス」として、一部ユーザにアルファ版として提供しています。機械学習の専門知識が限られ

ていても、シンプルなGUI(注3)操作で、ユーザのデータに基づいたAIのトレーニング・評価・改善・配信ができます。データサイエンティストであれば、より高度な設計図の編集やスムーズな配信を行えます。

具体的事例としまして、ゴミ処理場での危険物仕分けAIの生成があげられます。ベルトコンベア上を流れるゴミの中から、プラントの故障原因となる物体や、火災の危険性などがある危険物を取り除く作業を機械化するため、様々なゴミとその重なりなどの状況下において仕分け判定を行うAIをユーザが「Learning Center」のGUIを操作するだけで生成しました。

このように、特定の業務を行える高品質・高価値なAIを開発・提供することだけでなく、あらゆる種類の業務に対応できるAIが、ビジネスの現場ニーズに沿って数多く開発される機会を提供することは重要であると考えております。当社は、「Learning Center」により、ユーザが自らAIを「開発者」として生成・利用できる機会を拡大していきます。また、「開発者」が望めば、生成されたAIを「AI inside Computing Engine」を搭載したデバイスに配信できる機会を拡大していきます。このように「開発者」「ユーザ」の双方を拡大していくプラットフォーム戦略をとります。

なお、「AI inside Computing Engine」には、「DX Suite」や「Learning Center」で生成したAI以外のアプリケーションやAIも配信していく方針です。

「Learning Center」は、AI開発・学習のための必須機能を提供しています。そのシンプルな操作の背景では、当社の保有するAIの処理に最適なチップや、スーパーコンピュータが稼働し、高速に学習を行います。さらに、生成されたAIを当社のデータセンター「AI inside Cloud」または「AI inside Cube」を選択して配信し、すぐにAIの利用を始められる仕組みとして構築を進めていく方針です。

⑨　情報管理体制の強化

当社は、顧客企業の業務データや公開前の製品企画情報など多くの機密情報や個人情報等を保有しており、その重要性については十分に認識しております。その保護体制構築に向けて、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、情報セキュリティマネジメントシステムの構築・維持向上に努めることで、今後も引き続き、情報管理体制の強化を図ってまいります。

⑩　優秀な人材の確保

当社は、今後の事業拡大に伴い、当社の企業理念に共感し高い意欲を持った優秀な人材を継続的に採用していく必要があると考えております。労働市場における知名度の向上を図り採用力の向上に努めるとともに、業務環境や福利厚生の改善により採用した人材の離職率の低減も図ってまいります。

(注)1.　UXとは、ユーザ・エクスペリエンスの略で、ユーザが製品・サービスを

通じて得られる体験を指します。

2. 転移学習とは、ある領域で学習されたモデルを別の領域に適応させる技術です。こりにより、少ないデータでモデルを構築することができます。
3. GUIとは、グラフィカル・ユーザ・インタフェースの略で、コンピュータを操作するために、画面上のボタンや画像などを選択する事でリアクションを発生させる仕組みです。

(5) 主要な事業内容

当社の事業は人工知能事業の単一セグメントです。

(6) 従業員の状況

・正社員
従業員数　102名（前事業年度比　35名増）
平均年齢　34.7歳　　平均勤続年数　1.57年
・臨時社員
従業員数　18名

(7) 事業所の状況

（事 業 所）　本社（東京都渋谷区）
2021年３月31日現在、本社以外の支社、営業所等の事業所はございません。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社、子会社はございません。

(9) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	1,000,000千円
株式会社りそな銀行	500,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	100,000千円

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 12,000,000株

(2) 発行済株式の総数 3,913,000株（内、自己株式の総数 105,789株）

(3) 当事業年度末の株主数 3,983名

(4) 株主の状況（上位10名）

氏名又は名称	持株数（株）	持株比率（%）
渡久地 択	1,870,000株	49.12
アクサ生命保険株式会社	176,400株	4.63
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	149,482株	3.93
日本郵政キャピタル株式会社	110,200株	2.89
大日本印刷株式会社	100,000株	2.63
中沖　勝明	75,500株	1.98
株式会社SBI証券	67,900株	1.78
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	63,300株	1.66
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	57,301株	1.51
楽天証券株式会社	50,300株	1.32

（注） 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式の数を控除したうえで計算しております。

(5) 年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	1,100株	２名
社外取締役	200株	１名

3. 役員に関する事項

(1) 会社役員の状況（2021年３月31日現在）

地位及び担当	氏名	重要な兼職
代表取締役社長 CEO	渡久地　択	Toguchi Estate株式会社　代表取締役 株式会社ショーケース　社外取締役
取締役会長	中沖勝明	―
取締役	楠瀬丈生	HMｄ株式会社　代表取締役 株式会社FTG Company 社外取締役 ベレックスホールディングス株式会社　取締役
監査役	細川琢夫	株式会社キャリアインデックス　社外監査役
監査役	阿久津　操	株式会社ココブリーズ　代表取締役 弁護士ドットコム株式会社　社外監査役 BASE株式会社　社外監査役 CRGホールディングス株式会社　社外監査役
監査役	佐藤孝幸	佐藤経営法律事務所代表 株式会社フィル・カンパニー　社外取締役 株式会社メイコー　社外監査役

（注）1. 取締役　楠瀬丈生氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査役　細川琢夫、阿久津操及び佐藤孝幸の各氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役です。
3. 監査役　細川琢夫氏は、長年にわたり経理を含めた管理部門の責任者を歴任し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役　佐藤孝幸氏は、弁護士及び米国公認会計士としての実務経験があり、企業法務及び財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役楠瀬丈生、監査役細川琢夫、阿久津操及び佐藤孝幸の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社における全ての取締役、監査役、執行役員、及び会計監査人を被保険者とした、改正会社法（2021年３月１日施行）第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としています。

当該契約の保険料は、全額当社が負担しています。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1．取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当該決定方針は、取締役会にて決定しております。当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容は、各取締役及び各監査役が原案について当該決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、取締役会が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

2．報酬方針

当社の取締役の報酬は、以下の考えに基づき決定します。

ⅰ 優秀な人材の確保・維持できる報酬水準であること

ⅱ 企業価値向上に向けた取り組みを促すものであること

ⅲ グローバル企業になるための視座を持って当社ビジョンの実現を推進することを動機づけるものであること

3．報酬体系

取締役の報酬体系は「金銭報酬」と「株式報酬」で構成します。

4．報酬水準

AI分野における人材の競合企業群に対して遜色のない水準を目標にします。また、従業員賃金水準、世間水準との乖離にも留意し、調整・決定します。

5．報酬の構成割合

当社の取締役の報酬の構成割合は、当社の経営戦略・事業環境・職責等を踏まえ、当該方針を基に適切に設定します。

6．株式報酬

当社の株式報酬は譲渡制限付株式報酬（RS）を採用しており、2020年６月26日開催の第5期定時株主総会で定められた報酬枠を用いて、取締役会で決定します。主な内容は以下のとおりです。

対象者	当社の取締役
譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額	年額100百万円以内（うち社外取締役分年額８百万円以内）
各取締役に対する株式報酬額	会社業績や職責、成果等を踏まえて毎年設定
割り当てる株式の種類及び割り当ての方法	普通株式（割当契約において譲渡制限を付したもの）を発行又は処分
割り当てる株式の総数	対象取締役に対して合計で年6,000株以内
譲渡制限期間	割当日より5年以内で当社の取締役会が定める期間
譲渡制限の解除条件	譲渡制限期間の満了を持って制限を解除 ただし、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合は譲渡制限を解除

当社による無償取得	譲渡制限期間中に、法令違反その他当社取締役会が定める事由に該当する場合、割当株式をすべて当社が無償取得することができる

７．報酬等を与える時期

「金銭報酬」：当該報酬方針を基に、役員としての責務等を総合的に勘案して決定され毎月支給されます。

「株式報酬」：当該報酬方針を基に、会社業績や職責、成果等を踏まえて毎年設定します。

② 監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から金銭報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2017年５月26日開催の第２期定時株主総会において年額200百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は４名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年６月26日開催の第５期定時株主総会において、譲渡制限付株式の割当てのための報酬枠として年額100百万円以内（うち社外取締役は年額８百万円以内）、株式数の上限6,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は３名（うち、社外取締役は１名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2018年６月27日開催の第３期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は２名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、2020年６月26日開催の取締役会において代表取締役社長渡久地択に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長渡久地択において決定を行っております。

代表取締役社長に委任した理由は、各取締役の担当領域の設定及びその成果の評価を実施するのは、経営方針を決定する代表取締役社長が最も適しているからでありますが、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会決議に従うことを前提に、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点から、各取締役及び各監査役から答申を得ており、代表取締役社長は、その答申内容を考慮し決定しております。

⑤　取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	支給人員	金銭報酬	株式報酬	合計
取締役 （うち社外取締役）	３名 （１名）	45,000千円 （7,200千円）	27,300千円 （4,200千円）	72,300千円 （11,400千円）
監査役 （うち社外監査役）	３名 （３名）	14,600千円 （14,600千円）	— （—）	14,600千円 （14,600千円）
合計	６名 （４名）	59,600千円 （21,800千円）	27,300千円 （4,200千円）	86,900千円 （26,000千円）

（注）1.　取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2.　株式報酬については、2020年６月26日開催の第５期定時株主総会の決議において導入した譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当事業年度中に費用計上した額を記載しております。

4.　社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況（2021年３月31日現在）

社外役員の兼職につきましては、前記「3.　役員に関する事項（1）会社役員の状況」に記載のとおりであります。

各社外役員の兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	出席状況	主な活動状況
取締役	楠　瀬　丈　生	取締役会　20/20回	取締役及び財務・経営戦略のアドバイザリー業務等の経験者としての専門的見地から、必要な発言を行っております。
監査役	細　川　琢　夫	取締役会　18/20回 監査役会　14/15回	主に上場会社CFOや監査役経験者としての専門的見地から、必要な発言を行っております。
監査役	阿久津　　操	取締役会　20/20回 監査役会　15/15回	主に上場会社監査役経験者としての専門的見地から、必要な発言を行っております。
監査役	佐　藤　孝　幸	取締役会　20/20回 監査役会　15/15回	主に上場会社監査役経験者及び弁護士としての専門的見地から、必要な発言を行っております。

5.　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令による別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業全般を取り巻く事業環境を勘案したうえで、利益還元を行うことを検討してまいります。

貸借対照表

2021年３月31日現在

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**5,654,495**	**流動負債**	**3,265,616**
現金及び預金	4,816,451	短期借入金	1,600,000
売掛金	784,821	未払金	221,215
前払費用	49,720	未払法人税等	744,333
その他流動資産	4,423	未払費用	102,366
貸倒引当金	△922	未払消費税等	252,519
固定資産	**1,816,409**	預り金	21,606
有形固定資産	**205,051**	前受収益	72,525
建物附属設備	46,328	賞与引当金	251,048
工具、器具及び備品	153,533	**固定負債**	**1,851**
レンタル資産	113,389	長期前受収益	1,851
建設仮勘定	10,441	**負債合計**	**3,267,468**
減価償却累計額	△118,641	（純資産の部）	
無形固定資産	**136,240**	**株主資本**	**4,203,436**
ソフトウェア	6,383	**資本金**	**1,205,260**
ソフトウェア仮勘定	129,857	**資本剰余金**	**1,701,418**
投資その他の資産	**1,475,117**	資本準備金	1,055,260
関係会社株式	1,237,875	その他資本剰余金	646,158
投資有価証券	3,523	**利益剰余金**	**1,363,559**
差入保証金	40,236	その他利益剰余金	1,363,559
繰延税金資産	187,321	繰越利益剰余金	1,363,559
長期前払費用	6,160	**自己株式**	**△66,801**
		純資産合計	**4,203,436**
資産合計	**7,470,904**	**負債・純資産合計**	**7,470,904**

損　益　計　算　書

（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		4,597,295
売上原価		301,401
売上総利益		4,295,893
販売費及び一般管理費		1,935,260
営業利益		2,360,632
営業外収益		
受取利息	23	
受取配当金	10,626	
雑収入	146	10,796
営業外費用		
支払利息	3,275	
為替差損	2,493	
投資有価証券評価損	26,462	32,230
経常利益		2,339,197
税引前当期純利益		2,339,197
法人税、住民税及び事業税	749,590	
法人税等調整額	△70,960	678,630
当期純利益		1,660,567

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

AI inside株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　木村尚子　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　倉本和芳　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、AI inside株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

AI inside株式会社　監査役会

社外監査役（常勤）　佐藤　孝幸　㊞

社外監査役　細川　琢夫　㊞

社外監査役　阿久津　操　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員である取締役（その過半数が社外取締役）が取締役会の議決権を有することにより取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

（２）その他、不要となった規定の削除、明確化のための文言調整及び条数の変更等、所要の調整を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章 総則	第１章 総則
第１条～第３条（条文省略）	第１条～第３条（現行どおり）
（機関）	（機関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役会のほか、次の機関を置く。	第４条　当会社は、株主総会及び取締役会のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会	（１）取締役会
（２）監査役	（２）監査等委員会
（３）監査役会	（削　除）
（４）会計監査人	（３）会計監査人
第５条（条文省略）	第５条（現行どおり）
第２章　株式	第２章　株式
第６条～第７条（条文省略）	第６条～第７条（現行どおり）
第８条（削除）	（削　除）
第９条～第12条（条文省略）	第８条～第11条（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第13条～第18条（条文省略）	第12条～第17条（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は、10名以内とする。	（員数） 第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
（新　設）	２　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（取締役の選任方法） 第20条　（新　設） 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 ２　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。	（選任方法） 第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。 ２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	３　任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	４　会社法第329条第３項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第22条　取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
２　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。	２　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各１名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。
（取締役会の招集権者及び議長） 第23条（条文省略）	（取締役会の招集権者及び議長） 第22条（現行どおり）
２　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	２　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
３　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、取締役会は、招集の手続を経ないで開催することができる。	３　取締役の全員の同意があるときは、取締役会は、招集の手続を経ないで開催することができる。
（新　設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第23条　取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第24条～第25条（条文省略）	第24条～第25条（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除） 第27条（条文省略） ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（責任免除） 第27条（現行どおり） ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　監査役及び監査役会	（削　除）
（監査役の員数） 第28条　当会社の監査役は、５名以内とする。	（削　除）
（監査役の選任方法） 第29条　監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）
２　補欠監査役の選任の効力は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（監査役の任期） 第30条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（削　除）
２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　除）
（常勤監査役） 第31条　監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。	（削　除）
（監査役会の招集通知） 第32条 監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（削　除）
２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	（削　除）
（監査役会の決議方法） 第33条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削　除）
（監査役会規程） 第34条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（監査役の報酬等） 第35条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　除）
（監査役の責任免除） 第36条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	（削　除）
２　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削　除）
（新　設）	第５章　監査等委員会
（新　設）	（常勤監査等委員） 第28条　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。
（新　設）	（監査等委員会の招集通知） 第29条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新　設）	２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	（監査等委員会の決議方法） 第30条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。
（新　設）	（監査等委員会規程） 第31条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　会計監査人 第37条～第38条（条文省略） （会計監査人の報酬等） 第39条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第６章　会計監査人 第32条～第33条（現行どおり） （報酬等） 第34条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　計算 第40条～第43条（条文省略）	第７章　計算 第35条～第38条（現行どおり）
（新　設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条　当会社は、第６期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

当社は第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。また、現在の取締役全員（３名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	渡久地（とぐち）　択（たく） （1984年４月29日）	2010年１月　socialwave株式会社設立　代表取締役 2011年５月　IQUE株式会社設立　代表取締役CTO 2012年10月　SPACEBOY株式会社設立　代表取締役 2013年12月　think apartment株式会社設立　代表取締役 2014年３月　一般社団法人データサイエンス総合研究所設立　代表理事 2014年３月　Asia Post pvt.ltd　CEO 2015年８月　LUZ-D株式会社設立　代表取締役 Pulse Evolution Japan株式会社　代表取締役CEO Toguchi Estate株式会社設立　代表取締役（現任） 当社設立　代表取締役社長CEO（現任） 2021年３月　株式会社ショーケース　社外取締役（現任） 重要な兼職の状況 Toguchi Estate株式会社　代表取締役 株式会社ショーケース　社外取締役	1,870,000株
	【取締役候補者とした理由】 渡久地択氏は、創業から代表取締役社長として事業の発展を牽引してきました。今後も事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できるとしたため、引き続き取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び
重要な兼職の状況</th><th>候補者の有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>齋藤　真織
（1966年10月７日）
新任</td><td>1989年４月　株式会社日本長期信用銀行（現　株式会社新生銀行）入行
1997年５月　ニューヨーク大学経営大学院　MBA取得
1998年９月　メリルリンチ証券株式会社（現 メリルリンチ日本証券株式会社）　入社
2000年４月　株式会社テレウェイヴ（現　株式会社アイフラッグ）　取締役経営企画室長
2006年６月　同社　代表取締役社長
2009年９月　株式会社スモールビジネス研究会　代表取締役（現任）
2021年４月　当社執行役員COO（現任）
重要な兼職の状況
株式会社スモールビジネス研究会　代表取締役</td><td>16,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
齋藤真織氏は、これまでの業務経験により培われた会社経営全般における豊富な経験・知見を有し、また、当初より当社の経営戦略全般にアドバイザーとして関わってきた経験から、このような経験・知見を当社の経営に活かすことができるものと判断したため取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>前刀　禎明
（1958年８月５日）
新任</td><td>1983年４月　ソニー株式会社入社
1989年１月　ベイン・アンド・カンパニー入社
1991年５月　ウォルト・ディズニー・ジャパン入社
1997年１月　AOLジャパン入社
1999年９月　株式会社ライブドア代表取締役社長 兼CEO
2004年４月　米 国 Apple Computer, Inc.（現 Apple Inc.）　入社
2004年10月　アップルコンピュータ株式会社（現 アップルジャパン合同会社）代表取締役
2006年12月　株式会社ネットエイジグループ（現 ユナイテッド株式会社）　取締役
2007年８月　株式会社リアルディア代表取締役　（現任）
2011年８月　モーションビート株式会社（現 ユナイテッド株式会社）代表執行役会長
2012年６月　モーションビート株式会社（現 ユナイテッド株式会社）取締役会長
重要な兼職の状況
株式会社リアルディア　代表取締役</td><td>―株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
前刀禎明氏は、IT業界における豊富な経験・知見を有し、当業界における業務に精通しております。また、会社経営全般に関する豊富な経験・知見があるため、こうした経験・知見を当社の経営に活かすことができるものと判断したため取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
4	星 健一（ほし けんいち） （1967年１月17日） 新任・社外	1989年４月　JUKI株式会社入社 2002年３月　同社フランス法人　取締役社長 2003年８月　同社ルーマニア法人　取締役社長 2005年２月　株式会社ミスミ入社 2005年９月　同社タイ法人　代表取締役社長 2008年６月　アマゾンジャパン合同会社入社 2010年４月　同社 ディレクター・経営会議メンバー 2019年11月　kenhoshi & Company 代表（現任） 2020年２月　オイシックス・ラ・大地株式会社 COO 執行役員（現任） 2020年６月　株式会社PopSicle 社外取締役（現任） 重要な兼職の状況 kenhoshi & Company 代表 オイシックス・ラ・大地株式会社 COO 執行役員 株式会社PopSicle 社外取締役	―株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 星健一氏は、IT業界における豊富な経験・知見を有するほか、会社経営全般に関する経験・知見が豊富であり、当社経営陣から独立した立場での経営全般に関する助言・提言を期待し、社外取締役候補者といたしました。		
5	楠瀬 丈生（くすのせ たけお） （1961年11月７日） 社外	1985年４月　野村證券株式会社入社 1991年６月　ペンシルバニア大学ウォートン校　MBA 取得 1995年５月　メリルリンチ日本証券株式会社（現 メリルリンチ日本証券株式会社）入社 2011年７月　同社取締役 2014年４月　同社取締役副会長 2019年６月　当社社外取締役（現任） 2020年５月　株式会社FTG Company 社外取締役（現任） 2020年10月　HMd株式会社　代表取締役（現任） 2020年10月　ベレックスホールディングス株式会社 取締役（現任） 重要な兼職の状況 HMd株式会社　代表取締役 株式会社FTG Company 社外取締役 ベレックスホールディングス株式会社　取締役	200株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 楠瀬丈生氏は、取締役としての経験・知見を有するほか、財務・経営戦略全般に関するアドバイザリー業務等の経験・知見が豊富であり、当社経営陣から独立した立場での経営全般に関する助言・提言を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

（注）1. 当社と各候補者との間に特別の利害関係はありません。
2. 渡久地択氏は会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。
3. 星健一氏及び楠瀬丈生氏は社外取締役候補者であります。
4. 楠瀬丈生氏は、現在、社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
5. 当社は、楠瀬丈生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、本議案が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、星健一氏につきましては、本議案が承認された場合、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行う予定であります。

6. 当社は、楠瀬丈生氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。本議案が承認された場合、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当社は、星健一氏及び楠瀬丈生氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。
7. 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております。また、当社は、本議案に係る取締役の任期中に、当該保険契約を更新することを予定しております。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	佐藤　孝幸（さとう　たかゆき） （1969年10月10日） 社外	1992年４月　スイス・ユニオン（現UBS）銀行東京支店入行 1996年４月　デロイト・トゥシュ・トーマツ会計事務所（米国サン・フランシスコ事務所）入所 1997年７月　米国公認会計士（モンタナ州）登録 2000年10月　弁護士登録（東京弁護士会所属） 2002年４月　佐藤経営法律事務所開設　代表（現任） 2004年７月　エース損害保険株式会社（現Chubb損害保険株式会社）　社外監査役 2006年10月　ステート・ストリート信託銀行株式会社　社外監査役 2007年６月　株式会社ミクシィ　社外監査役 2018年６月　株式会社メイコー　社外監査役（現任） 2019年６月　当社監査役（現任） 2020年２月　株式会社フィル・カンパニー　社外取締役（現任） 重要な兼職の状況 佐藤経営法律事務所　代表 株式会社メイコー　社外監査役 株式会社フィル・カンパニー　社外取締役	―株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 佐藤孝幸氏は、会計・法律に関する知識・経験を有するほか、これまでの豊富な業務経験を通じて培われた企業経営等に関する高い見識を有しております。また、2019年より当社の監査役を務め、公正中立な立場から適切な意見をいただいております。こうした経験や知見から、監査等委員として経営監督機能強化への貢献を期待し、監査等委員である社外取締役候補者としました。 なお、同氏の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって２年となります。		

2	阿久津（あくつ）　操（みさお） （1958年1月15日） 社外	1980年４月　株式会社日本リクルートセンター（現　株式会社リクルートホールディングス）入社 1995年７月　株式会社エイブル入社　人事部長 1997年８月　株式会社プラザクリエイト（現　株式会社プラザクリエイト本社）入社　人事部長 1999年７月　株式会社バックスグループ入社　総務部長 2002年３月　株式会社アパマンショップネットワーク（現　APAMAN株式会社）入社　人事部長 2004年３月　株式会社ココブリーズ設立　代表取締役（現任） 2006年２月　株式会社博展　監査役 2009年３月　株式会社リブセンス　監査役 2014年６月　弁護士ドットコム株式会社　社外監査役（現任） 2015年５月　BASE株式会社　社外監査役（現任） 2015年12月　キャスティングロードホールディングス株式会社（現　CRGホールディングス株式会社）　社外監査役（現任） 2018年７月　当社監査役（現任） 2019年11月　株式会社エージェント　監査役 重要な兼職の状況 株式会社ココブリーズ　代表取締役 弁護士ドットコム株式会社　社外監査役 BASE株式会社　社外監査役 CRGホールディングス株式会社　社外監査役	―株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 阿久津操氏は、人事領域に関する知識・経験を有するほか、これまでの豊富な業務経験を通じて培われた企業経営等に関する高い見識を有しております。また、2018年より当社の監査役を務め、公正中立な立場から適切な意見をいただいております。こうした経験や知見から、監査等委員として経営監督機能強化への貢献を期待し、監査等委員である社外取締役候補者としました。 なお、同氏の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって２年11ヶ月となります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
3	加川　亘（かがわ　わたる） （1953年10月４日） 新任・社外	1978年４月　日本電信電話公社（現　日本電信電話株式会社）入社 2011年６月　株式会社NTTドコモ　取締役執行役員 2013年６月　同社　取締役常務執行役員 2014年６月　東日本電信電話株式会社　常勤監査役 2019年６月　株式会社ウェルクス　社外取締役（現任） 2019年６月　LeapMind株式会社　社外監査役（現任） 2020年４月　フラワーペイメント株式会社　社外取締役（現任） 重要な兼職の状況 株式会社ウェルクス　社外取締役 LeapMind株式会社　社外監査役 フラワーペイメント株式会社　社外取締役	―株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 加川亘氏は、通信業界等における豊富な業務経験を通じて培われた企業経営等に関する高い見識を有しております。こうした経験や知見から、監査等委員として経営監督機能強化への貢献を期待し、監査等委員である社外取締役候補者としました。		

（注）1. 当社と各候補者との間に特別の利害関係はありません。
2. 佐藤孝幸氏、阿久津操氏及び加川亘氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、佐藤孝幸氏及び阿久津操氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、加川亘氏につきましては、本議案が承認された場合、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行う予定であります。
4. 当社は、佐藤孝幸氏及び阿久津操氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。本議案が承認された場合、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当社は、佐藤孝幸氏、阿久津操氏及び加川亘氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、監査役を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております。また、当社は、本議案に係る取締役の任期中に、当該保険契約を更新することを予定しております。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令の定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略　歴、　地　位、　担　当　及　び 重　要　な　兼　職　の　状　況	候補者の有する 当社の株式数
蔵元左近（くらもと　さこん） （1975年10月22日）	2004年10月　弁護士　登録 小沢・秋山法律事務所　入所 2008年９月　スキャデン・アープス法律事務所　入所 2010年５月　米国ニューヨーク州弁護士　登録 2012年６月　西村あさひ法律事務所　入所 2014年10月　瓜生・糸賀法律事務所　入所 2016年１月　オリック東京法律事務所・外国法共同事業 入所（現任） 2017年８月　キングラン株式会社　社外監査役（現任） 2019年10月　LOCON株式会社　社外取締役（現任） 2020年10月　ビズメイツ株式会社　社外監査役（現任） 重要な兼職の状況 キングラン株式会社　社外監査役 LOCON株式会社　社外取締役 ビズメイツ株式会社　社外監査役	―株

【補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
蔵元左近氏は、弁護士としての豊富な知識と企業経営に関する高い見識を有しております。こうした経験や知見から、監査等委員として経営監督機能強化への貢献を期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

（注）1. 当社と候補者との間に特別の利害関係はありません。
2. 蔵元左近氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 蔵元左近氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行う予定であります。
4. 蔵元左近氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役を被保険者として、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております。また、蔵元左近氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏は当該契約の被保険者となります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の件

当社の取締役の報酬額は2017年５月26日開催の第２期定時株主総会において年額200百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、年額300百万円以内（うち、社外取締役分100百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

当社は、監査等委員会設置会社への移行後の取締役の報酬について、当社の経営戦略・事業環境・職責等を踏まえ、金銭報酬及び株式報酬で構成することを基本方針といたします。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて金銭報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。

現在の取締役は３名であり、第１号議案「定款一部変更の件」及び第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は５名（うち社外取締役２名）となります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力が生じるものといたします。

なお、この報酬とは別枠で、第７号議案として、取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のため、年額100百万円（うち、社外取締役分30百万円以内）を限度とする報酬額を設定いたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、年額100百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案にかかる報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責を考慮して相当であると判断しております。

第１号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

第７号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額設定の件

当社は、2020年６月26日開催の第５期定時株主総会において、取締役への譲渡制限付株式の付与のための年額100百万円以内（うち、社外取締役については年額８百万円以内）の報酬についてご承認いただき今日に至っておりますが、今般、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）を対象とした譲渡制限付株式の付与のための報酬額に関する定めとして改めて設定させていただくとともに、社外取締役の増員及び当社の株価の状況を勘案して社外取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額及び上限株式数を変更させていただきたいと存じます。

対象取締役の報酬等の額は、第５号議案が原案どおり承認可決されますと、年額300百万円以内（うち、社外取締役については年額100百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）となりますが、今後も従来と同様、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、第５号議案の報酬枠とは別枠として、対象取締役に対して、改めて譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、前述の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内（うち、社外取締役分30百万円以内）といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

現在の譲渡制限付株式の付与対象者である取締役は３名（うち、社外取締役１名）であり、第１号議案「定款一部変更の件」及び第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は５名（うち、社外取締役２名）となります。

本制度の概要は、下記のとおりです。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について新株の発行又は自己株式の処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年10,000株以内（うち社外取締役については年3,000株以内）（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とします。また、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

本議案に基づく当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

（１）対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、５年以内で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定、その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）対象取締役が譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、上記（２）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が上記（２）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（４）当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（３）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）当社は、法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を無償で取得する。

（６）上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で所得する。

（７）本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

【譲渡制限付株式を付与することが相当な理由】

対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与するものです。

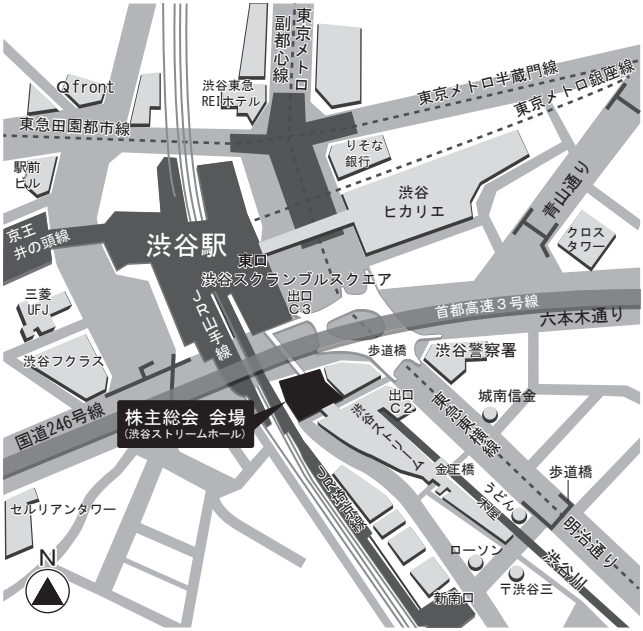
当社は2021年２月16日開催の取締役会において取締役の報酬として譲渡制限付株式を付与することを含む取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下「報酬決定方針」という。）を定めておりますが、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合には、対象取締役に対して従前と同様の譲渡制限付株式を付与することを含む報酬決定方針を定める予定であり、本議案はそれを実現できる内容です。

また、本議案に基づき発行又は処分される当社の普通株式の上限数の発行済株式総数に占める割合は0.26％とその希薄化率は軽微であることも踏まえると、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

以上

株主総会会場ご案内

会 場	東京都渋谷区渋谷３丁目21番３号 渋谷ストリームホール６階



交通のご案内

○東急 東横線・田園都市線　→［Ｃ２］口直結
○東京メトロ 銀座線・半蔵門線・副都心線　→［Ｃ２］口直結
○ＪＲ 山手線　→ 中央改札もしくは南改札から、東口方面 渋谷スクランブルスクエア２階貫通路を経由して直結
○京王 井の頭線　→ ＪＲ側に渡り、東口より地下道に降りて［Ｃ２］口直結
○ＪＲ 埼京線・湘南新宿ライン　→ 新南口改札 徒歩２分（道路に出て左折、道なり）